

地域の資源を活かしたまちづくり、学ぶ

市は3月18日(日)、二戸地区合同庁舎で「地域づくりリーダー研修会」を開催し、町内会・常会の会員や地域づくり団体など約80人が参加、地域の資源を活かしたまちづくりについて学びました。



枋ノ木6区町内会の発表

研修会は、「協働のまちづくり」をリードする人材や団体の育成を図るため毎年開催しており、今回は、宮城大学事業構想学部の鈴木孝男助教が「地域の資源を活かして魅力ある地域づくりを」と題して基調講演しました。

鈴木助教は、「今後人口が減少する中で、交流人口を増やすことが重要」と説明。その方法として、農村民泊、農村レストラン、直売所・加工所の3つを紹介し、「ずっとその場所に住み続けるような持続可能な地域づくりが大事になる」と強調しました。

研修会の第2部では、まちづくり事業補助金の事業報告や、楽しく美しいまちづくり協議会調査員の発表

が行われました。

今年度、まちづくり事業補助金を受けた6つの町内会・常会が、湧き水周辺整備、のれん設置、小公園の整備など地域づくり活動の成果を発表しました。

鈴木助教は、この成果発表に対し、「これからの地域づくりは、子どもの参加を意識した活動が大事。子育て世代がコミュニティ活動に参加することによって、活動が活発になる。また、まちづくり事業補助金制度がなくなっても取り組みを継続していただきたい」と講評しました。

平成23年度まちづくり事業補助金交付団体

	実施団体	事業名	内容
1	枋ノ木6区町内会	枋ノ木祭り用物品整備	お祭り用備品購入
2	柿ノ木平常会	柿ノ木平阿弥陀堂周辺整備	公園整備
3	門崎常会	門崎のれん設置	のれん制作 21個
4	大清水常会	大清水地区「湧き水」周辺整備	広場、湧き水の整備
5	上米沢町内会	鹿踊り用衣装整備	鹿踊り用衣装購入 サイン計画策定調査費
6	上海上自治会	里山の灯り事業	イルミネーション設置

この欄の問い合わせは、市地域振興課(内線382)まで

二戸警察署のぴかっとニュース

ごみの野外焼却、禁止!



廃棄物の処理および清掃に関する法律により野外焼却は原則として禁止されています。

例年春先になると、廃棄物を野外で焼却する人の姿が見られるようになりますが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、野外焼却は原則として禁止となっています。

罰則は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金になります。

昨年は二戸警察署管内で5月から9月の間に5件の違法な野外焼却が見つかっています。

例外として野外焼却が認められるものは▷法令に基づく焼却~伝染病家畜、松くい虫被害伐採などの焼却▷民俗慣習上の行事のための焼却~草木の葉、枝、もみガラ、わらなどの焼却▷農林漁業のためのやむを得ない焼却~どんど焼きなど▽学校教育などのための小火薬~キャンプファイヤーなど▷落ち葉の焼却やその他の軽微な焼却~落ち葉、一時的に出される少量のせん定枝、空き地の刈り取った草木の焼却

以上の場合であっても、タイヤ、ビニール、プラスチック類、家庭ごみは焼却違反です。

詳しくは、二戸警察署生活安全課(☎29-0110)までお問い合わせください。

「春の全国交通安全運動」

4月6日(金)~15日(日)、「車にも乗せようマナーと思いやり」をスローガンに「春の全国交通安全運動」が行われます。①子どもと高齢者の交通事故防止②自転車の安全利用の推進③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底④飲酒運転の根絶が重点です。正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故を防止しましょう!~4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です~

交通事故 2月分

人身事故 5件(9件)
死者 0人(0人)
負傷者 5人(9人)
物損事故 50件(106件)
()内の数字は1月からの累計

二戸市民の飲酒運転検挙者

似鳥地区 50代男性
1月からの累計 2人
(平成23年累計12人)